

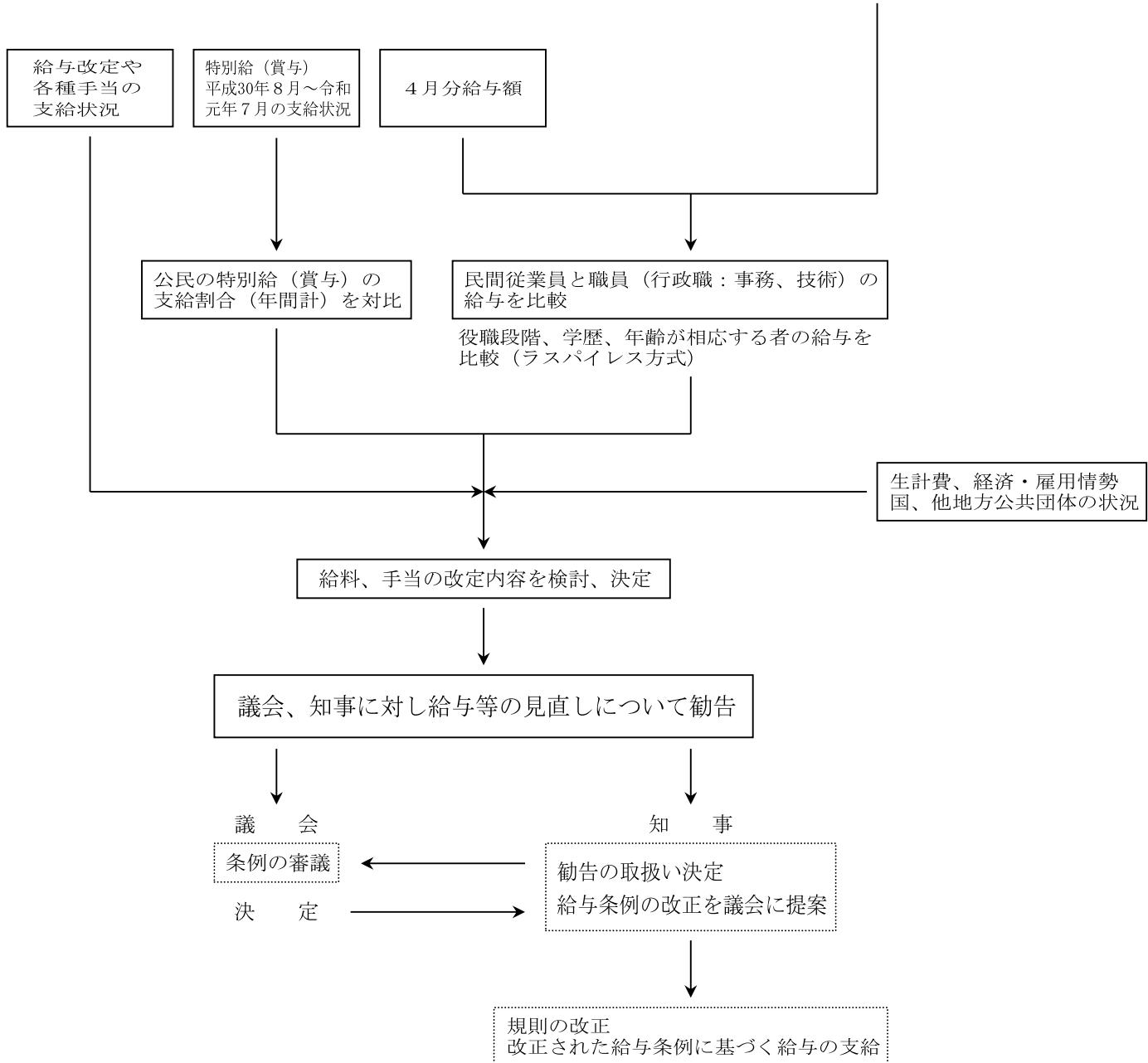
# 給与勧告の手順

## 民間給与調査

都内1,282事業所（企業規模50人以上、事業所規模50人以上）  
約6万2千人を調査

## 職員給与調査

行政、公安、教育職など約15万人を調査  
(4月分給与額)



(注) 給与勧告制度は、「民間準拠」を基本としている。この給与決定の仕組みが設けられているのは、

- ① 公務は、営利を目的としておらず、利益分配としての給与決定方式がなじまないこと
  - ② 政治的中立性をはじめ、公務の継続性、安定性が求められるため、職員には勤労者として適正な給与の確保が必要なこと
  - ③ 税金で賄われる公務員給与は、納税者の理解と納得を得られる「世間相場」に従うことが最も適当であること
- などの理由によるものである。